

日本赤十字豊田看護大学 障がいのある学生に対する支援規程

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（内閣府）、並びに日本赤十字豊田看護大学における障がいのある学生に対する支援に関する基本方針に基づき、障がいのある学生に対する支援を円滑に実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「障がいのある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(責務)

第3条 学長は、障がいのある学生に対し、不当な差別的取り扱いにより権利利益を侵害することのないよう、障害特性に応じた合理的配慮に基づく支援を全学的に推進するための方策を講じなければならない。

2 学部長及び研究科長は、障がいのある学生に対し、不当な差別的取り扱いにより権利利益を侵害することのないよう、具体的支援を策定しなければならない。

3 教職員は、障がいのある学生に対し、不当な差別的取り扱いにより権利利益を侵害することのないよう、具体的支援を実施しなければならない。

(支援の申請)

第4条 障がいのある学生は、入学前・入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申請することができる。

2 入学前の支援の申請は企画・地域交流課が受理し、入学後の支援の申請は学務課が受理することとする。当該課において学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行い、所掌する委員会に報告しなければならない。

3 所掌する委員会とは、学部においては入試・広報委員会又は学生委員会を示し、研究科においては大学院入試・広報委員会又は大学院教務・学生委員会を示すものである。

(支援計画の策定)

第5条 企画・地域交流課又は学務課は、学生からの支援の申請に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、所掌する委員会と協議し、合理的配慮に基づく個別の支援計画を策定する。

(合意の形成)

第6条 支援計画は当該学生の合意を得て決定する。所掌する委員会は、当該学生の支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

(支援の実施)

第7条 具体的支援の実施は、障がいのある学生が所属する学部又は研究科が主たる責任を有する。

2 企画・地域交流課又は学務課は、具体的支援が円滑に行われるよう、関係部局間の連絡、調整、及び学外機関との連携等を行う。

(相談対応)

第8条 企画・地域交流課又は学務課は、具体的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、障がいのある学生及び支援を行う者からの相談に的確に応じ、具体的支援の課題の解決に努めなけ

ればならない。

(支援に係る事務)

第9条 具体的支援に係る事務は、企画・地域交流課又は学務課が担当する。

(秘密保持義務)

第10条 障がいのある学生に対する支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障がいのある学生及び障がいのある学生に対する支援に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(補足)

第11条 この規則に定めるもののほか、実施に関して必要な事項については、教授会又は大学院研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年7月22日から施行する。